



# 思いやり駐車場

## (島根県身体障がい者等用駐車場利用証制度)

島根県では、身体に障がいや難病のある方や高齢等で歩行が困難な方、妊産婦の方、けがや病気等により一時的に歩行困難な方に対して利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「島根県身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制度）」を実施しています。

- **利用証の交付を受けられることができる方**

歩行が困難な方（詳しくは、裏面をご覧ください）

- **利用できる駐車場**

島根県と協定を締結している施設の駐車場区画

※類似の制度を実施している全国43府県（R8.1.1現在）で相互利用できます。

- **申請に必要なもの**

・申請書                      ・添付書類（裏面をご覧ください）

※郵送による申請の場合は、180円分の切手を貼った返信用封筒（角型2号）に、申請者の郵便番号・住所・氏名を記載して同封してください。

- **申請・問い合わせ先**

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

県庁第二分庁舎1階

島根県障がい福祉課計画推進係

電話：0852-22-6526

FAX：0852-22-6687

## 利用証の有効期間と交付を受けることができる方

### 1. 有効期間（交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間）

#### ●身体障がいにより歩行困難な方（身体障害者手帳）

障害区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○		○	
音声機能・言語機能又は咀嚼機能の障害							
上肢不自由		○	○				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障害	上肢機能	○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○	○		
腎臓機能障害		○		○	○		
呼吸機能障害		○		○	○		
膀胱又は直腸の機能障害		○		○	○		
小腸機能障害		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○		
肝臓機能障害		○	○	○	○		

#### ●知的障がいにより歩行困難な方（療育手帳の障害区分が「A」）

#### ●精神障がいにより歩行困難な方（精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」）

#### ●高齢により歩行困難な方（要介護状態区分が「要支援1」以上の方）

#### ●難病により歩行困難な方（特定疾患医療受給者）（小児慢性特定疾患医療受給者）

#### ●けがや病気等で歩行困難であり、回復の見込みがない方（診断書）

添付書類：手帳、受給者証等の写し（住所・氏名・障がい（等級）・病名等がわかるページ）

### 2. 有効期間：（母子手帳取得時から産後2年間（多胎児の場合は産後3年間））

#### ●妊産婦の方（母子手帳）

添付書類：母子手帳の写し（住所・氏名・分娩予定日がわかるページ）

### 3. 有効期間：医師が必要と認めた期間（最大1年間）

#### ●けがや病気等で歩行困難である方

添付書類：診断書の写し（病名・歩行が困難であること・歩行が困難な期間が書いてあること）

# ヘルプマーク・ヘルプカードについて

## あなたに知ってほしいこと

### ヘルプマークとは

内部障がいや難病などの人、妊娠初期の人などは、疲れやすかったり、同じ姿勢を保つことが困難な場合があります。そのような人は、例えば公共交通機関で優先席に座っていると、そうした事情が周囲の人に分からないことから、不審な目で見られストレスを受けることがあります。

「ヘルプマーク」は、援助や配慮を必要としている人が外出先で身に付けることで、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるためのものです。

### ヘルプカードとは

「ヘルプカード」は、内部障がいや難病など、支援や援助を必要としている人が、必要な支援の内容や緊急連絡先をあらかじめ記載し、外出先で提示することで、周囲に自身の障がいなどの特性への理解や支援を求めるためのものです。

(例：レストランでアレルギーの内容を伝える、体調の急変時に病院への連絡を依頼する、災害時の誘導を依頼する)

### ヘルプマーク・ヘルプカードをもらうには

- ヘルプマークは、市町村の窓口や県の障がい福祉課、保健所、心と体の相談センターで受け取ることができます。
- ヘルプカードは、県障がい福祉課のホームページからダウンロードし、印刷して利用することができます。
- ヘルプマーク・ヘルプカードは、援助・配慮を必要とされている人であればどなたでも手に入れることができます。

## ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら こんな配慮をお願いします

### ●公共交通機関では、席をお譲りください。

外見では分かりにくいものの、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な人がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

### ●駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。

### ●マークやカードに記載された内容に従って配慮・支援をお願いします。

マークやカードには「アレルギーの内容」、「ゆっくり話してほしい」、「体調の急変時には病院に連絡してほしい」など、マークやカードを見た人に希望する配慮・援助の内容が記載されています。

### ●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がいや聴覚障がいで状況把握が難しい人、肢体不自由などで自力での迅速な避難が困難な人がいます。

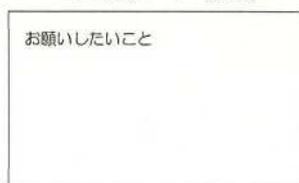
ヘルプマーク



ヘルプカード (表)



ヘルプカード (裏)



### (SOSベストについて)

視覚障がいや聴覚障がいなどにより、災害時に避難誘導の支援が必要な人のために、身近にあるビニール袋などを使った「SOSベスト」を作成・着用する取り組みが進められています。



詳しくは

しまねけんけんこうふくしぶしょう ふくしか  
島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話：0852-22-6526 ファックス：0852-22-6687

# あいサポート企業・団体を 募集しています!

～障がいを知り、共に生きる～

誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、

企業・団体のみなさまの役割が重要です。

「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、

ぜひ、ご参加ください。



島根県観光キャラクター  
しまねっこ  
登録商標第2596号

## 「あいサポート企業・団体」とは

この「あいサポート運動」の趣旨をご理解いただき、職員研修などに取り入れていただくことで「あいサポート運動」の普及などに積極的に取り組んでいただける企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定します。

## 「あいサポート企業・団体」になるためには

職員を対象とした「あいサポーター研修」を行うとともに、たとえば次のような取組のいずれかをおこなっていただける企業などからの申請により、認定します。

・職員にパンフレット「障がいを知り、共に生きる」を読むことを推奨する。

・職員への「あいサポートバッジ」の着用推奨。

認定企業・団体には、『認定証』を交付するほか、県のホームページで紹介しています。

お問い合わせ先

島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話：0852-22-6526 ファックス：0852-22-6687